

愛知県立大学生涯発達研究所規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学研究所規程（以下「規程」という。）第8条に基づき、愛知県立大学 生涯発達研究所（以下「研究所」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、乳幼児から高齢者まで人間の生涯発達について、地域と結びついた教育福祉に関する共同研究の推進を図り、当該研究の成果を学内外で活用するとともに、関係する情報の収集に努め、広く社会に発信することを目的とする。

(研究員)

第3条 規程第5条第2項に定める研究員は、教育福祉学部教育発達学科及び社会福祉学科の教員の中から研究所長が指名するものとする。

(附置施設)

第4条 研究所に、臨床的活動をはじめとする諸活動に必要な附置施設を置く。

2 附置施設の使用等に関して、別途、使用規程を定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるものの他、研究所の管理運営に関し必要な事項は、研究所会議の議を経て研究所長が定め、教育福祉学部教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。